



# ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

～ 全ての人が包摂され、自信と尊厳を持って暮らすことができる社会へ ～



参考 4

## 背景

### 《県を取り巻く社会情勢の変化》

- ① 少子高齢化と人口の減少
- ② 障害者差別解消法等の立法化
- ③ 女性の社会進出等
- ④ 国内外からの来県者の増加

### 《県政推進の基本となる条例の制定》

- ① ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例(H30.4.1 施行)
- ② 障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例(愛称:ひょうご・スマイル条例)(H30.4.1 施行)

### 《兵庫で進める意義》

- ① 全国に先駆けて取り組んできた兵庫の「ユニバーサル社会づくり」
- ② 阪神・淡路大震災の教訓と「支え合う文化」の継承

## めざすべき社会像

全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会

基本理念及び取組の基本的方向

### 参加

#### 〔基本理念2〕

全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会

#### 〔取り組みの基本方向〕

- (1) 状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備
- (2) 地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備
- (3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための支援体制の整備
- (4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じた、様々な人との交流の促進

#### 〔具体の取り組み方向〕

- ・生きがいのある働き方の総合的な支援
- ・地域活動推進の担い手の育成
- ・貧困などの格差や社会的孤立等への包括的な支援
- ・多世代、外国人、障害者等による交流促進

### ひと

#### 〔基本理念1〕

人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

#### 〔取り組みの基本方向〕

- (1) 様々な場を通じて豊かな心を育み、基本理念への理解を深める機会の提供
- (2) 障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施
- (3) ユニバーサル社会づくりを率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する専門的知見を有する人材の養成

#### 〔具体の取り組み方向〕

- ・ユニバーサル社会づくりの基本理念の普及
- ・各種ハラスメントや児童虐待防止への取組強化
- ・障害児が安心して暮らせる地域づくり
- ・みんなの声かけ運動の普及・定着

### 情報

#### 〔基本理念3〕

生活に必要な情報を円滑に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

#### 〔取り組みの基本方向〕

- (1) 多様な手法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置の実施
- (2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び手話等を学習する機会の確保
- (3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受できる環境の整備

#### 〔具体の取り組み方向〕

- ・手話講座等のさらなる質的・量的拡充
- ・録音図書や点字図書のさらなる充実
- ・災害対応時に情報を共有・伝達できる体制の構築
- ・アプリ等による外国人旅行者等への情報提供

### まち

#### 〔基本目標4〕

福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

#### 〔取り組みの基本方向〕

- (1) 心身の機能の低下等による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備促進
- (2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するための設備の設置その他の施設の整備促進
- (3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
- (4) 多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービス提供の促進

#### 〔具体の取り組み方向〕

- ・住宅確保要配慮者への適切な情報提供
- ・駅のバリアフリー化やバリアフリールートの複数化の支援
- ・住民、事業者、行政協働によるハード・ソフト両面からの総合的なまちづくり
- ・住み慣れた地域でのサービスの提供促進や人材養成、ネットワークづくり

### もの

#### 〔基本理念5〕

全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

#### 〔取り組みの基本方向〕

- (1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進
- (2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進
- (3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービス提供の促進

#### 〔具体の取り組み方向〕

- ・ユニバーサルデザイン製品の普及
- ・AI・ロボットなど先端的な技術を活用した医療・介護の提供
- ・ユニバーサルデザインに配慮したサービスの提供

## 各主体の責務と役割

(参画と協働による推進体制)

## ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議

### 県民

基本理念にのっとり、ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を実施

基本理念の理解を深め、自らの生活を通じたユニバーサル社会づくりを推進

基本理念の理解を深め、その活動がユニバーサル社会の実現に寄与し得ることを認識し、活動を通じたユニバーサル社会づくりを推進

### 行政

協働

協働

協働

### 事業者・団体